

「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関する本市の基本的・具体的な考え方
知

平成22年7月30日付け老介発0730第1号厚生労働省老人局介護保険計画課長ほか連名の通

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課

項目	国の考え方	本市における基本的・具体的な考え方	
		介護予防サービス	居宅サービス
3. ケアプランの 軽微な変更の内容 について(ケアプ ランの作成)	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」(以下「基準の解釈通知」という。)の「第Ⅱ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「3 運営に関する基準」の「(7)指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針」の「⑩居宅サービス計画の変更」において、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38、以下「基準」という。)の第13条第3号から第12号までに規定されたケアプラン作成にあたっての一連の業務を行うことを規定している。なお、「利用者の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合には、この必要はないものとする。」としているところである。		
①サービス提供 の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。	利用者の体調不良や家族の都合等の臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更の場合はケアプランの再作成は行わない。 例) 水曜日にヘルパー利用していたが、受診の都合で木曜日に変更する。	

項目	国の考え方	本市における基本的・具体的な考え方	
		介護予防サービス	居宅サービス
②サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。	緊急の場合や一時的に必要な場合は理由を支援経過に記載することで再作成は行わない。しかし2か月以上続く場合は再作成を行う。 例) 毎週水曜日にヘルパー利用していたが、急な受診のためにもう1回必要になった。 【参考】 介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスにおいては、月額包括報酬のため、ケアプランに位置付けられている回数よりも少ないサービス提供になること、又はその逆の場合は月途中での報酬区分の変更(ケアプランの再作成)は行わない。	緊急の場合や一時的に必要な場合は理由を支援経過に記載することで再作成は行わない。しかし2か月以上続く場合は再作成を行う。
③利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。	住所変更に伴い、住環境(エレベーターの有無等)、家族構成(子供と同居等)等が変わる等生活に影響が生じる場合は再度アセスメントをし、ケアプランを再作成する。	
④事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。	単なる事業所の名称変更の場合ケアプランの再作成は行わない。 例) A事業所がAA事業所と名称のみを変更する場合。	
⑤目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要がなく、単に目標期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これらはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。	ケアプランの期間が終了すれば評価を行い、基本的には目標を変更しケアプランの再作成を行うため、目標設定期間の延長は行わない。(もう少しで達成しそうである場合等同じ目標を設定する場合でも再作成は必要。)	ケアプランの期間が終了すれば評価を行い、基本的には目標を変更しケアプランの再作成を行うため、目標設定期間の延長は行わない。ただし、短期目標終了の評価時、利用者の状態に大きな変化はなく、目標が達成できなかったにもかかわらず、短期目標を変更する必要がない場合は、短期目標期間の延長もありうる。(長期目標の延長はしない)

項目	国の考え方	本市における基本的・具体的な考え方	
		介護予防サービス	居宅サービス
⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。	福祉用具の同一種目における、機能の変化を伴わない用具の変更の場合、ケアプランの再作成は行わない。 例) 歩行器をレンタルしているが、重たいのでもう少し軽いものに変更する。	
⑦目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。	サービス提供事業所以外の変更がない場合はケアプランの再作成は行わない。	
⑧目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。	生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容だけが変わる場合は再作成の必要はないが、訪問介護で買い物が掃除の内容に変わる等必要性が変わるものについては、プランの再作成は必要。	
⑨担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(ただし、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。)のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更の場合は、ケアプランの再作成は行わない。	
4. ケアプランの軽微な変更の内容について(サービス担当者会議)	基準の解釈通知のとおり、「軽微な変更」に該当するものであれば、例えばサービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなればならないものではない。 しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良く判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定められているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。		

項目		国の考え方	本市における基本的・具体的な考え方	
			介護予防サービス	居宅サービス
①サービス利用回数の増減によるサービス担当者会議の必要性		単なるサービス利用回数の増減(同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など)については、「軽微な変更」に該当する場合もあると考えられ、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。 しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方がよいと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定められているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。	上記3②に該当する内容であれば必ずしも実施しなければならないものではない。 ※ ただし、サービス事業所へ周知したほうがよいと判断される場合には開催もしくは、やむを得ない理由がある場合として、照会により意見を求めてもよい。	
②ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当者会議の全事業所召集の必要性		ケアプランの「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。 ただし、サービス担当者会議を開催する必要がある場合には、必ずしもケアプランに関わるすべての事業所を召集する必要はなく、基準の解釈通知に定められているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。	上記3でケアプラン再作成を行わないとした項目については、実施しなくてもよい。 ※ サービス担当者会議を開催する場合も、必ずしもすべての事業所を召集する必要はなく、やむを得ない理由がある場合として、照会により意見を求めて支援経過記録(介護の場合は4表の活用も可)に記載する。	